

行田市告示第 2 9 9 号

書類を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため送達できないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は総務部収納課で保管し、送達を受けるべき者から申出があればいつでも交付します。

令和 8 年 8 月 1 0 日

行田市長 行 田 邦 子



1 書類の名称

国税徴収法第 1 3 1 条に定める書類

2 送達を受けるべき者

名称 TOKIO企画合同会社